前　金	部分払い
(有)　無	0 回

平成　25　年度

江戸橋第二排水機場ポンプ設備等移設(仮設)工事設計書

津　　市

下 水 道 部 下 水 道 施 設 課

平成 25 年度 下施排 第1号	**工 事 設 計 書**	部　　長	
		部 次 長	
工　　事　　名	江戸橋第二排水機場ポンプ設備等移設(仮設)工事	課　　長	
		検　算　者	
施　工　場　所	津市　　江戸橋一丁目　　地内	調整・担当 主　　幹	
設　計　金　額	￥　　— (内消費税等相当額　　円)	担 当 主 幹	
		担当副主幹	
工　　期	平成25年12月13日限り	主　　査 技　　師	
工　事　の　大　要		設　計　者	

排水機場移設工事	一式
エンジンポンプ(口径φ250mm)	1台
エンジンポンプ用ディーゼルエンジン	1台
水中ポンプ(口径φ200mm)	1台
エンジンポンプ操作盤	1面
水中ポンプ操作盤	1面
その他補機類及び鋼製付属材料	一式

位　置　図

平成25年度下施排第1号
江戸橋第二排水機場ポンプ設備等移設（仮設）工事

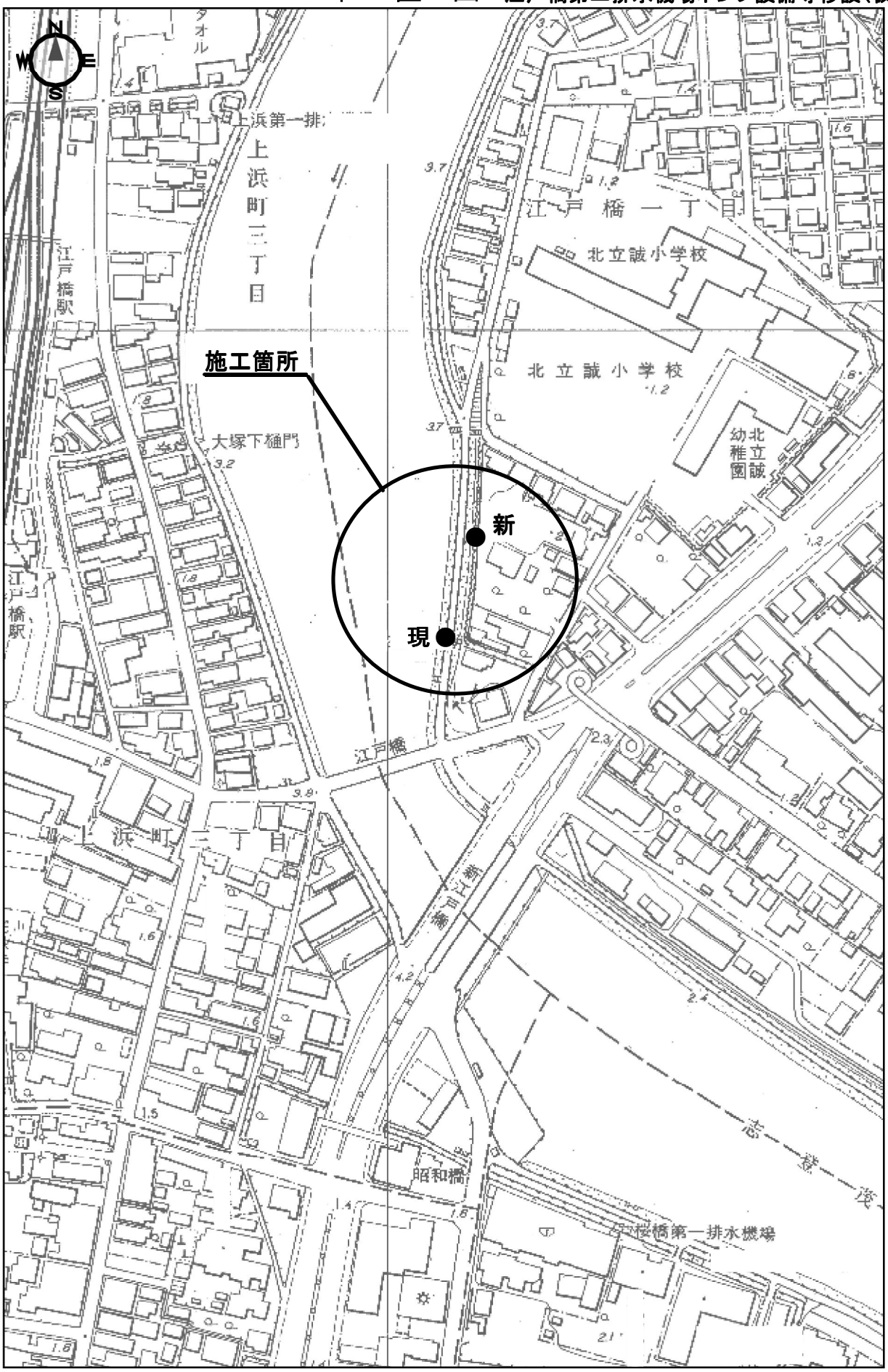

内　訳　表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
本工事費				1	式	―――	―――	
		直接工事費		1	式	―――	―――	
			材料費	1	式	―――		明細表第1号のとおり
			輸送費	1	式	―――		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	―――		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	―――		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	―――		明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	―――		
		計 （直接工事費）						
		間接工事費		1	式	―――	―――	
			共通仮設費	1	式	―――		
			現場管理費	1	式	―――		
			据付間接費	1	式	―――		
		計 （間接工事費）						
		計 （据付工事原価）						
		設計技術費		1	式	―――		

津 市 設 計 書 用 紙

内　訳　表

	計 （工事原価）							
	一般管理費等			1	式	―――		
	現場発生品控除			1	式	―――	▲	明細表第6号のとおり
	計 （工事価格）							
	消費税等相当額			1	式	―――		
本工事費計								

津市設計書用紙

電気設備施工内訳表

第 1 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
仮設中間支柱設置工				1	式	―――	―――	
	鋼管ポール建柱(引込手間共) 7m以下、1本			1	式	―――	―――	
	電工				人			
	普通作業員				人			
	鋼管ポール	6m相当		1	本			
	同上装柱材		200V,100V	1	式	―――		
	計 (仮設中間支柱設置工)							

津 市 設 計 書 用 紙

明　細　表

第　1　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
材料費				1	式	―――	―――	
	主配管	SGP(白)-250A ねじ無		8	m			
	主配管	SGP(白)-200A ねじ無		4	m			
	小配管付属材料	(管継手・接合材料・支持材料・2回塗装等を含む)		1	式	―――		
	補助材料費			1	式	―――		
	計（材料費）							

津市設計書用紙

明　細　表

第　2　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
輸送費				1	式	―――	―――	
	既設機器類運搬費 ポンプ設備、補機類、制御盤等			1	式			
	既設鋼製付属材料運搬費 階段、スクリーン 水槽架台、主配管等			1	式			
	計 （輸送費）							

津市設計書用紙

明　細　表

第　3　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘　要
労務費				1	式	―――	―――	
	一般労務費			1	式	―――	―――	
	設備機械工				人			
	電工				人			
	普通作業員				人			
	配管工				人			
	小計（一般労務費）							
	機械設備据付労務費			1	式	―――	―――	
	機械設備据付工				人			
	技術者				人			
	小計（機械設備据付労務費）							
	計（労務費）							

津 市 設 計 書 用 紙

明　細　表

第　4　号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
複合工費				1	式	―――	―――	
	既設ﾌﾟﾚﾊﾌﾞﾎﾟﾝﾌﾟ室 撤去工 配管、ｹｰﾌﾞﾙ、引込柱、照明器具共			1	式			
	新設ﾌﾟﾚﾊﾌﾞﾎﾟﾝﾌﾟ室 据付工 配管、ｹｰﾌﾞﾙ、引込柱、照明器具共			1	式			
	仮設中間支柱設置工			1	箇所			
	ｺﾝｸﾘｰﾄ工	無筋　人力投入・打設 21-8-25、W/C60%以下 仮設中間支柱基礎共		3.1	m^3			
	型枠工	無筋構造物		30.6	m^2			
	路盤工	RC-40、再生材 t＝50mm 砕石手間共		99.0	m^2			
	基礎砕石工	RC-40、再生材 t＝350mm		21.8	m^2			
	鉄筋工	異形棒鋼 D=13mm SD295A 一般構造物		62.7	kg			
	ｺﾝｸﾘｰﾄ 削孔工	ﾊﾝﾏﾄﾞﾘﾙ 38mm		96	孔			
	計 （複合工費）							

津市設計書用紙

明　細　表

第 5 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接経費				1	式	―――	―――	
	機械経費	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転経費 油圧式4.9t吊り			日			
	軽微な機械器具損料			1	式	―――		
	計 （直接経費）							

津 市 設 計 書 用 紙

明　細　表

第 6 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
現場発生品控除				1	式	―――	―――	
	スクラップ処分費			1	式	▲	▲	
	計 （現場発生品控除）						▲	

津 市 設 計 書 用 紙

平成２５年度

江戸橋第二排水機場ポンプ設備等移設（仮設）工事

仕　　様　　書

津市下水道部下水道施設課

第　1　章　　一般共通事項

1　適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2　関係法令等の遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

（１）　労働安全衛生法
（２）　消防法
（３）　建設リサイクル法
（４）　電気事業法
（５）　電気用品安全法
（６）　内線規定
（７）　建築基準法
（８）　日本工業規格（ＪＩＳ）
（９）　電気規格調査会規格（ＪＥＣ）
(10)　日本電気工業会標準（ＪＥＭ）
(11)　（機械・電気）設備工事標準仕様書（日本下水道事業団）
(12)　（機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(13)　水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）

3　打ち合わせ

本工事等の請負契約締結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4　環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が 750 万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリートはつりガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

（１）騒音、振動の抑制（低騒音型の建設機械等の選定）

本修繕において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出

ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

（２）地下水のかん養（雨水浸透等）

（３）建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

（４）廃棄物の適正な処分

（５）その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5　承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承諾を受けるものとする。

6　軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7　器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8　既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構築物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9　提出書類

サイズは、原則としてＡ４版とする。

（１）契約後直ちに提出すべきもの（各２部）

ア　着工届

イ　工程表

ウ　現場代理人及び主任技術者等の選任届（略歴書を含む）

（２）適宜、提出すべきもの

ア　施工計画書（工程表は、ネットワーク式）

イ　承諾用図面等（返却用１部を含む）

ウ　工場等成績表

エ　材料検査成績表

オ　その他、本市監督員が指示するもの

（３）完成時に提出すべきもの（工事等の完成日までに提出のこと）

ア　完成報告書

イ　機器製作写真及び施工写真（１部）
ウ　完成写真（着工前・施工中主要箇所・完成）
なお、着工前・完成写真は全景写真及び機器対象写真で同一アングルとする。
エ　完成図書（製本３部、電子データ２部）

１０　試験及び検査

（１）　受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

（２）　主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の１０日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

（３）　機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。
なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

（４）　試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

１１　機器製作及び現場施工の記録写真

（１）写真の分類
ア　着工前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）
イ　機器製作状況写真（機器製作手順による工場製作状況写真、既製標準品は除く）
ウ　現場施工写真（現場における施工状況写真）
エ　安全管理写真
オ　材料検収写真
カ　品質管理写真
キ　出来形管理写真

（２）　写真の色彩、大きさ
カラー・サービスサイズ

（３）　写真の撮影基準
ア　写真の撮影にあたっては、修繕名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
イ　不可視部分の写真管理
不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

１２　施工監理

（１）　請負金額５００万円以上の工事等を受注または変更した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書の「ＣＯＲＩＮＳへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。

（２）　受注者は、現場における修繕開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。

（３）　受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。

（４）　機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。

（５）　受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

１３　竣工

（１）　施設等の受け渡し（引き渡し）

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

（２）　技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

（３）　保証

ア　保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）２年間とする。

イ　保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ　保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実施しなければならない。

エ　保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

１４　疑義

（１）　本仕様書等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。

（２）　施工中において、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

１５　その他

（１）　本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担

とする。

（２） 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

（３） 設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第　２　章　　工事施工

１　工事概要

本工事は、現在の江戸橋第二排水機場を三重県津建設事務所発注予定の志登茂川河川改修工事に合せ、新たに同工事用地外へ移設し、降雨時には既設排水能力と同様に機能するようポンプの運転の万全を期することを目的とするものである。

２　工事内容

（１）受電申請等官公庁への手続きを行う。
（２）移設先におけるプレハブポンプ室用架台の製作及び据付けを行い、プレハブポンプ室を設置する。
（３）引込ポール、仮設中間支柱、エンジンポンプ吸込管、水中ポンプ用逆止弁及びストレーナを初めとする新設機材の製作及び据付けを行う。
（４）移設主要機器類の撤去及び再据付けを行う。
（５）機器への配線及びポンプ室建屋内外の電気工事の施工を行う。
（６）更新主要機材の既設機材撤去を行い、再使用をしない機器及び機材の産業廃棄物処分を行う。
（７）堤防左岸側に前面通行止規制をかけ、更新主配管の堤防横断部の護岸すり付け工事を行う。
（８）移設完了後の各種取り合い、試運転及び試験調整を行い運転状況及び電流値等の測定を行い試運転成績書を提出する。

３　移設主要機器

（１）エンジンポンプ（自吸式渦巻きポンプ、φ２５０ｍｍ、寺田ポンプ製）　１台
（２）同上用ディーゼルエンジン（いすゞ自動車製）　１台
（３）同上用操作盤（屋内ポスト形）　１面
（４）水中ポンプ(水中ブレードレスポンプ、φ２００ｍｍ、日立製)　１台
（５）同上用操作盤(屋外形自立盤)　１面
（６）エンジンポンプ用補機類　１式

４　更新主要機材

（１）プレハブポンプ室　１棟
（２）プレハブポンプ室用架台　１式
（３）エンジンポンプ及び水中ポンプ用主配管　１式
（４）スクリーン　４基

５　複合工費

（１）既設プレハブポンプ室撤去工及び据付工

ア　プレハブポンプ室　１棟

（ア）　寸　　法　　Ｄ３，７００ｍｍ×Ｗ２，７００ｍｍ×Ｈ２，７００ｍｍ相当
（イ）　仕　　様　　構造・軸組：軽量鉄骨造、ブレース構造(桁・妻側共)

（ウ）　屋　　根　　折半屋根、ガルバリューム製
（エ）　土　　台　　鋼製
（オ）　架　　台　　鋼製
（カ）　壁パネル　　(外)カラー鉄板、(内)ベニヤ
建　具：出入口引違い戸（Ｈ１，９００ｍｍ）
窓　　：(Ｗ１，８００×Ｈ８８０)×２、アルミ製
（キ）　取付器具　　蛍光灯：３２Ｗ×２灯用(スイッチ含む)　２台
門　灯：２０Ｗ×１灯用(スイッチ含む)、防水仕様　１台
１口コンセント　２個
給気ギャラリ（Ｄ４００×Ｗ７００×Ｈ７００）　１個
給気ギャラリ（Ｄ４００×Ｗ８００×Ｈ７００）　１個

（２）エンジンポンプ及び水中ポンプ用主配管（更新）
主配管　１式
（ア）　エンジンポンプ吐出管（堤防横断部）　１式
φ２５０ｍｍ(白)ＳＧＰ、(白)溶接式突合せ継手
（イ）　水中ポンプ吐出管（堤防横断部）　１式
φ２００ｍｍ(白)ＳＧＰ、(白)溶接式突合せ継手
（ウ）　概算総重量　　５１０ｋｇ

（３）エンジンポンプ及び水中ポンプ用主配管（撤去再使用）
主配管　１式
（ア）　エンジンポンプ吸込管（ポンプ～吸込立上りフランジ部）　１式
φ２５０ｍｍ硬質塩ビ管ＶＰ、ＴＳ継手、ＴＳフランジ
（イ）　エンジンポンプ吸込管（吸込立上りフランジ部～逆止弁手前）　１式
φ２５０ｍｍ(白)ＳＧＰ、(白)溶接式突合せ継手
（ウ）　水中ポンプ吸込管（ポンプ～堤防横断手前）　１式
φ２００ｍｍ硬質塩ビ管ＶＰ、ＴＳ継手、ＴＳフランジ
（エ）　逆止弁φ２５０、可とう継手φ２５０　各１個
（オ）　概算総重量　　４３０ｋｇ

（４）プレハブポンプ室架台製作据付工
ア　プレハブポンプ室鋼製架台　１式
（ア）　仕　　様　　コンクリート基礎架台
Ｄ５００ｍｍ×Ｗ５００ｍｍ×Ｈ５００ｍｍ　３個
桁　　：ＳＳ４００製
Ｌ２００×２００×８ｔ×１２ｔ×3，６５０　５本
梁　　：ＳＳ４００製
Ｌ２００×２００×８ｔ×１２ｔ×3，８４０　２本
柱(長)：ＳＳ４００製
Ｌ２００×１００×５．５/８ｔ×１，４５０　３本
柱(短)：ＳＳ４００製
Ｌ２００×１００×５．５/８ｔ×４００　３本

筋交(長)：ＳＳ４００製
Ｌ５０×５０×６ｔ×２，０００　２本
筋交(短)：ＳＳ４００製、２本
Ｌ５０×５０×６ｔ×１，２００　２本
縞鋼板　：ＳＳ４００製、約１４m2
ベースプレート：ＳＳ４００製、約１．５m2
アンカーボルト、ボルトナット類：１式

（イ）　概算重量　　１，３９０ｋｇ

6　機器仕様

（1）エンジンポンプ

ア　型　　式　　自吸式渦巻きポンプ
イ　仕　　様　　口径：φ２５０ｍｍ
ウ　概算重量　　８００ｋｇ
エ　製作ﾒｰｶｰ　　寺田ポンプ製作所
オ　数　　量　　１台

（2）エンジンポンプ用ディーゼルエンジン

ア　型　　式　　水冷４サイクル６気筒ディーゼルエンジン（ＤＡ１２０）
イ　概算重量　　１，２００ｋｇ
ウ　製作メーカー　いすゞ自動車
エ　数　　量　　１台

（3）給水ポンプ

ア　型　式　　自吸式渦巻きポンプ（Ｏ－１Ｎ）
イ　仕　様　　口径：φ２５ｍｍ　　電動機出力：０．２ｋＷ
ウ　概算重量　　２８．４ｋｇ
エ　製作ﾒｰｶｰ　　寺田ポンプ製作所
オ　台　　数　　１台

（4）エンジンポンプ操作盤

ア　型　　式　　屋内ポスト形
イ　仕　　様　　エンジン始動・制御、給水ポンプ始動、給水制御等の回路内蔵
ウ　寸　　法　　Ｄ５００×Ｗ６００×Ｈ１，６００相当
エ　概算重量　　１５０ｋｇ
オ　製作ﾒｰｶｰ　　日東工機
カ　台　　数　　１基

（5）水中ポンプ

ア　型　　式　　水中ブレードレスポンプ（ＵＢＬ－ＭＶ　２００－６１１）
イ　仕　　様　　口径：φ２００ｍｍ
ウ　概算重量　　３８０ｋｇ
エ　製作ﾒｰｶｰ　　日立製作所
オ　台　　数　　１台

（6）水中ポンプ盤

ア　型　　式　　屋外自立閉鎖形
イ　仕　　様　　水中ポンプ（１１ｋW）用始動・制御回路内蔵
ウ　概算重量　　６０ｋｇ
エ　製作ﾒｰｶｰ　　日立製作所
オ　台　　数　　１基

（７）階段（１２段）
ア　材　　質　　ＳＳ４００製
イ　概算重量　　１０４ｋｇ
ウ　寸　　法　　Ｄ６００×Ｗ５，０００×Ｈ１，２００相当
エ　台　　数　　１基

（８）階段（６段）
ア　材　　質　　ＳＳ４００製
イ　概算重量　　４７ｋｇ
ウ　寸　　法　　Ｄ６００×Ｗ２，２００×Ｈ１，２００相当
エ　台　　数　　１基

（９）スクリーン
ア　材　　質　　ＳＵＳ３０４製
イ　概算重量　　２２．５ｋｇ／基
ウ　寸　　法　　Ｄ５０×Ｗ６００×Ｈ９００相当
エ　台　　数　　４基

（１０）引込柱及び仮設中間支柱
ア　材　　質　　鋼製（溶融亜鉛メッキ処理）
イ　概算重量　　７０ｋｇ／本
ウ　寸　　法　　１００Ａ×６ｍ相当
エ　本　　数　　２本

第 3 章　　特記事項

1　他工事等との協調

施工現場において他の工事等と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事との協調を図り施工すること。

2　作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く８時３０分から１７時までとする。時間外作業をするときは、本市監督員の承諾を得ること。また、施工時期の天候などを考え施工すること。

3　発生材の処分

機器の撤去に伴った発生材等についての処分にあっては特に留意し、工事施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

4　産業廃棄物税

本工事は産業廃棄物税相当が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象となった場合には翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。

5　完成報告書

工事完成報告書の提出部数は２部とする。

6　完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は原則として３部作成し、既設の完成図書が存在する箇所については、統合するものとする。なお、作成にあっては本市監督員の指示に従うものとする。さらに、今回工事分の完成図書を電子ファイルにしたものを２部作成すること。なお、電子ファイル作成要領は、下水道事業団の技術情報作成仕様書に準ずるものとする。

7　交通安全

本工事施工にあって作業中は、通行人の安全確保を十分行うとともに、交通安全に十分注意を払うこと。

8　現場の施工

本工事における施工及び工程管理においては、排水に支障なきよう十分考慮し、既存排水施設の機能をできるだけ損なわないように留意することとし、工期が重複する同地区建設業者と十分に連絡調整を行い、効率的に作業を行うこと。また作業中は近隣の住民及び通行者に十分注意を払うこと。

第　４　章　　前金支払いに関する事項

請負代金の額が１３０万円以上の契約において、受注者が公共工事等の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の１０分の４以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

第　５　章　　工事等施工監理に関する事項

［ 部分下請負通知書 ］

受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。

［ 現場の管理 ］

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

＜ 名札の例 ＞

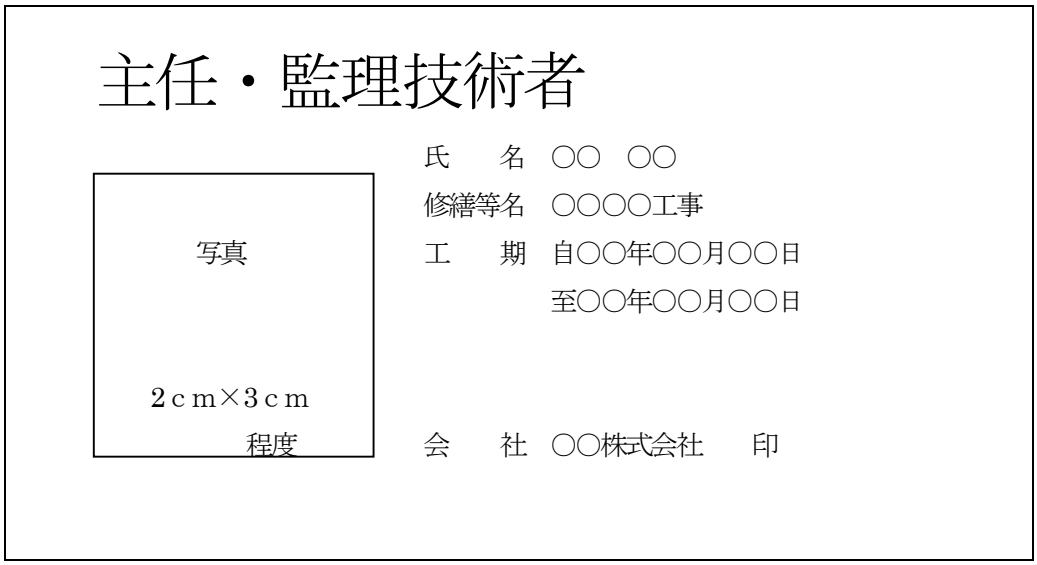

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注２）所属会社の社印とする。

［ 施工体制台帳等 ］

受注者は、監理技術者（入札条件で配置を定めた場合を含む）を専任した現場においては、下請金額にかかわらず、施工体制台帳及び施工体系図を整備しなければならない。

第　６　章　　暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

１　趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年津市訓第３４号）において使用する用語の例による。

３　受注者等の義務

⑴　本市の契約等の相手方及び下受注者（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。

⑵　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設を使用してはならない。

⑶　受注者が本市と締結した契約等の履行に当たり、暴力団等による不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に通報しなければならない。

４　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合、暴力団等と密接な関係を有していると認められるなどの場合は、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

５　契約等の解除

上記の暴力団等と認められるなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

第 7 章　　産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

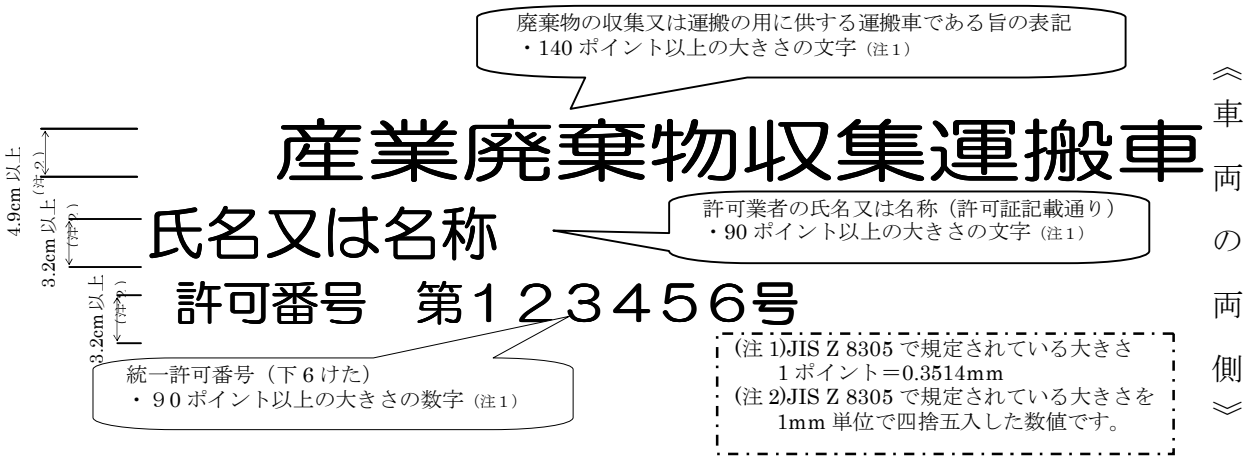

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

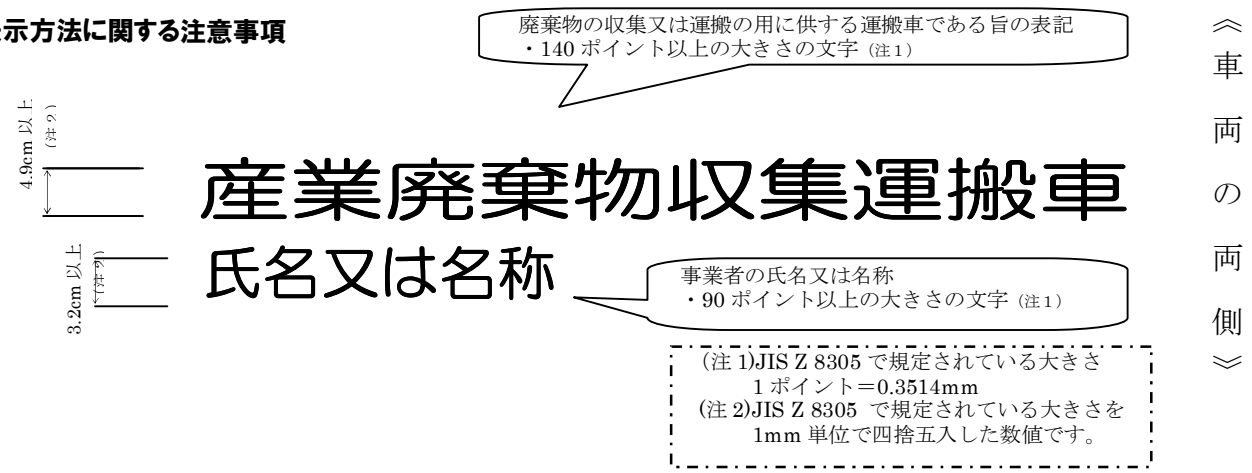

表示方法に関する注意事項

・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。

・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋲で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。

・　文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。